

募集要項 新旧対照表

No	頁	第1章	第1節	1	①	ア	項目等	修正前	修正後																							
1	26	第6章	第2節		①			①設計業務に係るサービス対価は、設計業務の完了払いとして、請求を受けた日から40日以内に支払うものとして計画すること。	①設計業務に係るサービス対価は、設計業務の完了払いとして、請求を受けた日から40日以内に支払うものとして計画すること。 なお、令和8年度の設計業務に係るサービス対価として支払う費用及び金額は、次表のサービス対価の構成に示すとおりとする。																							
2	26	第6章	第2節		②			②建設・工事監理業務に係るサービス対価は、各年度の出来高払として、各年度請求を受けた日から 40 日以内に支払うものとして計画すること。また、完了払として、請求を受けた日から 40 日以内に支払うものとして計画すること。 なお、令和8年度の建設・工事監理業務に係るサービス対価は 700,000 千円程度(消費税及び地方消費税相当額を含む。(参考:635,000 千円程度(消費税及び地方消費税相当額を除く。))を予定しており、具体的な金額は、第1回個別対話後に決定・公表する。	②建設・工事監理業務に係るサービス対価は、各年度の出来高払として、各年度請求を受けた日から40日以内に支払うものとして計画すること。また、完了払として、請求を受けた日から40日以内に支払うものとして計画すること。 なお、令和8年度の建設・工事監理業務に係るサービス対価として支払う費用及び金額は、次表のサービス対価の構成に示すとおりとする。 <table><tr><th colspan="3">内訳に含まれる費用</th><th>令和8年度支払分※1</th></tr><tr><td rowspan="3">ア 設計費等</td><td>a</td><td>調査・設計費（基本設計費）</td><td rowspan="8">b、c、d、f の 令和8年度の出来高の合計として 700,000 千円※2 及びa、e の令和8年度の出 来高の合計 並びに g、h の費用として 上限 70,000 千円※2</td></tr><tr><td>b</td><td>調査・設計費（実施設計費）</td></tr><tr><td>c</td><td>調査・設計費（調査費、確認申請費、その他）</td></tr><tr><td rowspan="5">イ 建設・ 工事監理費等</td><td>d</td><td>建設工事費（土木施設費、建築施設費、その他費（その他））</td></tr><tr><td>e</td><td>建設工事費（その他費（什器備品等））</td></tr><tr><td>f</td><td>工事監理費</td></tr><tr><td>g</td><td>その他建設工事に関する初期投資と認められる費用、その他の初期投資費用</td></tr><tr><td>h</td><td>事業者の開業に伴う費用（SPC を設立する場合）</td></tr></table>	内訳に含まれる費用			令和8年度支払分※1	ア 設計費等	a	調査・設計費（基本設計費）	b、c、d、f の 令和8年度の出来高の合計として 700,000 千円※2 及びa、e の令和8年度の出 来高の合計 並びに g、h の費用として 上限 70,000 千円※2	b	調査・設計費（実施設計費）	c	調査・設計費（調査費、確認申請費、その他）	イ 建設・ 工事監理費等	d	建設工事費（土木施設費、建築施設費、その他費（その他））	e	建設工事費（その他費（什器備品等））	f	工事監理費	g	その他建設工事に関する初期投資と認められる費用、その他の初期投資費用	h	事業者の開業に伴う費用（SPC を設立する場合）
内訳に含まれる費用			令和8年度支払分※1																													
ア 設計費等	a	調査・設計費（基本設計費）	b、c、d、f の 令和8年度の出来高の合計として 700,000 千円※2 及びa、e の令和8年度の出 来高の合計 並びに g、h の費用として 上限 70,000 千円※2																													
	b	調査・設計費（実施設計費）																														
	c	調査・設計費（調査費、確認申請費、その他）																														
イ 建設・ 工事監理費等	d	建設工事費（土木施設費、建築施設費、その他費（その他））																														
	e	建設工事費（その他費（什器備品等））																														
	f	工事監理費																														
	g	その他建設工事に関する初期投資と認められる費用、その他の初期投資費用																														
	h	事業者の開業に伴う費用（SPC を設立する場合）																														

※1：令和8年度支払分とならない費用は業務完了時（施設引き渡し後）に支払う。

※2：消費税及び地方消費税相当額を含む。

事業契約書(案)、事業契約約款(案) 新旧対照表

No	契約書	契約約款	別紙	頁	第1章	第1節	条	1	(1)	ア	項目等	修正前	修正後
1		○		23	7	-	65	1 ～ 9			(設計及び建設・工事監理業務のサービス対価の前払)	—	第65条 事業者は、保証事業会社と、令和8年度の前払金及び令和9年度の前払金に関し、本契約に記載の建設工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を本町に寄託して別紙4に規定する前払金の額の前払金の支払いを本町に請求することができる。 2 事業者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、本町が認めた措置を講ずることができる。この場合において、事業者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。 3 前払金の額は、次の式により算定する。 (1)令和8年度の前払金の額＝「調査・設計費(実施設計費)＋調査・設計費(調査費、確認申請費、その他)＋建設工事費(土木施設費、建築施設費、その他費(その他))＋工事監理費の令和8年度の出来高合計」×4/10 (2)令和9年度の前払金の額＝建設・工事監理業務のサービスの対価の残金(設計及び建設・工事監理業務のサービス対価から支払い済みの令和8年度の前払分、支払予定の令和8年度出来高を除いた額)×4/10 4 事業者は、第1項の令和8年度の前払い金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、設計業務の着手状況について、本町の確認を受けなければならない。この場合において、本町は、受注者から設計業務着手の状況の確認を求められたときは、直ちに確認を行わなければならない。 5 本町は、第1項の規定による請求があつたときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。 6 事業者は、契約代金額のうち設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価の金額が著しく増額された場合においては、その増額後の契約代金額のうち設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価の金額に相応する前払金の額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。 7 事業者は、契約代金額のうち設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価の金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の契約代金額のうち設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価の金額の10分の5を超えるときは、事業者は、契約代金額のうち設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、第67条の規定による部分払をしようとするときは、この限りではない。 8 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、本町と事業者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、契約代金額のうち設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、本町が定め、事業者に通知する。 9 本町は、事業者が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、支払遅延防止法の率で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。
2		○		24	7	-	66	1			(前払金の使用等)	—	事業者は、前払金を設計業務費及び 本施設の建設工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(本施設の建設工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。
					※以降、条番を繰り下げ								
3		○		23	7	-	67	1			(建設・工事監理業務のサービス対価の部分払)	事業者は、本施設の引渡し前に、令和8年度の出来形部分に相応する建設・工事監理業務のサービスの対価の10分の9以内の額について、次項から第5項までに定めにより部分払いを請求することができる。	事業者は、本施設の引渡し前に、令和8年度の出来形部分に相応する建設・工事監理業務のサービスの対価の10分の10以内の額について、次項から第5項までに定めにより部分払いを請求することができる。

事業契約書(案)、事業契約約款(案) 新旧対照表

No	契約書	契約約款	別紙	頁	第1章	第1節	条	1	(1)	ア	項目等	修正前	修正後																								
4		○		23	7	-	67	4			(建設・工事監理業務のサービス対価の部分払)	4 事業者は、前項の規定による確認があったときは、部分払いを請求することができる。この場合において、本町は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。	4 事業者は、前項の規定による確認があったときは、部分払いを請求することができる。この場合において、本町は、当該請求を受けた日から40日以内に部分払金を支払わなければならない。																								
5		○		23	7	-	67	5			(建設・工事監理業務のサービス対価の部分払)	部分払金の額は、次の式により算定する。 部分払いの額≦ 建設・工事監理業務のサービス対価の総額×当該年度の出来形割合×9/10	部分払金の額は、次の式により算定する。 部分払いの額≦ 建設・工事監理業務のサービス対価の総額×当該年度の出来形割合×10/10																								
6			4	50	-	-	-	2	(1)		設計及び建設・工事監理業務のサービス対価の支払い金額及び支払いスケジュール	設計及び建設・工事監理業務のサービス対価については表3に記載のとおりとする。 設計業務のサービス対価として設計費等相当額は、設計業務完了後に支払うものとし、建設・工事監理業務等のサービス対価として建設・工事監理費等相当額は、令和8年度の出来形に応じた出来高払いと、業務完了時(施設引き渡し後)の支払いとする。 <u>なお、令和8年度の出来高払いは建設業務及び建設業務を対象とし、事業者の開業に伴う費用、その他の初期投資費用については業務完了時の支払いとする。</u> 出来形に応じた支払いは、次の式により算定する。 当該年度の出来高払金の額≦ 建設・工事監理業務のサービス対価の総額×当該年度の出来形割合×9/10	設計及び建設・工事監理業務のサービス対価については表3に記載のとおりとする。 設計業務のサービス対価として設計費等相当額は、設計業務完了後に支払うものとし、建設・工事監理業務等のサービス対価として建設・工事監理費等相当額は、令和8年度の出来形に応じた出来高払いと、業務完了時(施設引き渡し後)の支払いとする。 出来形に応じた支払いは、次の式により算定する。 当該年度の出来高払金の額≦ 建設・工事監理業務のサービス対価の総額×当該年度の出来形割合×10/10																								
7			4	51	-	-	-	3	(1)		本施設の設計及び本施設の建設・工事監理業務のサービス対価の支払方法	①設計業務のサービス対価の支払い方法 本町は、設計業務の完了払いとして、事業者からの請求手続を経て、請求を受けた日から40日以内に支払うこととする。 ②建設業務のサービス対価の支払い方法 本町は、令和8年度の出来高払として、事業者からの請求を経て、請求を受けた日から40日以内に支払うこととする。また、完了払として、請求を受けた日から40日以内に支払うこととする。	①設計及び本施設の建設・工事監理業務のサービス対価(令和8年度の前払金)の支払方法 本町は、設計及び建設・工事監理業務の前払金として、事業者からの請求手続を経て、請求を受けた日から14日以内に支払うこととする。 ②設計業務のサービス対価(完了分)の支払い方法 本町は、設計業務の完了払いとして、事業者からの請求手続を経て、請求を受けた日から40日以内に支払うこととする。 ③建設・工事監理業務のサービス対価(令和8年度の出来高分)の支払い方法 本町は、建設・工事監理業務の令和8年度の出来高払として、請求を受けた日から40日以内に支払うこととする。 ④建設・工事監理業務のサービス対価(令和9年度の前払金)の支払い方法 本町は、建設・工事監理業務の令和9年度の前払金として、請求を受けた日から14日以内に支払うこととする。 ⑤建設・工事監理業務のサービス対価(完了分)の支払い方法 本町は、建設・工事監理業務の完了払として、請求を受けた日から40日以内に支払うこととする。																								
8			4	51	-	-	-	3			表3 設計及び建設・工事監理業務のサービス対価の金額及び支払スケジュール	(単位:円) <table><tr><th>支払時期</th><th>㊦施設費等</th><th>㊧消費税及び地方消費税相当額</th><th>㊨税込計(=㊦+㊧)</th></tr><tr><td>令和●年●月頃</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	支払時期	㊦施設費等	㊧消費税及び地方消費税相当額	㊨税込計(=㊦+㊧)	令和●年●月頃				(単位:円) <table><tr><th>支払時期</th><th>㊦施設費等</th><th>㊧消費税及び地方消費税相当額</th><th>㊨税込計(=㊦+㊧)</th></tr><tr><td>令和8年4月頃 (令和8年度の前払金)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>令和●年●月頃 (完了分)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	支払時期	㊦施設費等	㊧消費税及び地方消費税相当額	㊨税込計(=㊦+㊧)	令和8年4月頃 (令和8年度の前払金)				令和●年●月頃 (完了分)				合計			
支払時期	㊦施設費等	㊧消費税及び地方消費税相当額	㊨税込計(=㊦+㊧)																																		
令和●年●月頃																																					
支払時期	㊦施設費等	㊧消費税及び地方消費税相当額	㊨税込計(=㊦+㊧)																																		
令和8年4月頃 (令和8年度の前払金)																																					
令和●年●月頃 (完了分)																																					
合計																																					

事業契約書(案)、事業契約約款(案) 新旧対照表

No	契約書	契約約款	別紙	頁	第1章	第1節	条	1	(1)	ア	項目等	修正前	修正後																																								
9			4	52	-	-	-	3			表3 設計及び建設・工事監理業務のサービス対価の金額及び支払スケジュール	(単位:円) <table><tr><th>支払時期</th><th>⑦施設費等</th><th>⑧消費税及び地方消費税相当額</th><th>⑨税込計 (=⑦+⑧)</th></tr><tr><td>令和9年5月頃 (令和9年3月末までの実績分)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>令和10年3月頃 (完了分)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	支払時期	⑦施設費等	⑧消費税及び地方消費税相当額	⑨税込計 (=⑦+⑧)	令和9年5月頃 (令和9年3月末までの実績分)				令和10年3月頃 (完了分)				合計				(単位:円) <table><tr><th>支払時期</th><th>⑦施設費等</th><th>⑧消費税及び地方消費税相当額</th><th>⑨税込計 (=⑦+⑧)</th></tr><tr><td>令和8年4月頃 (令和8年度の前払金)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>令和9年5月頃 (令和8年度の出来高分)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>令和9年4月頃 (令和9年度の前払金)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>令和10年3月頃 (完了分)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	支払時期	⑦施設費等	⑧消費税及び地方消費税相当額	⑨税込計 (=⑦+⑧)	令和8年4月頃 (令和8年度の前払金)				令和9年5月頃 (令和8年度の出来高分)				令和9年4月頃 (令和9年度の前払金)				令和10年3月頃 (完了分)				合計			
												支払時期	⑦施設費等	⑧消費税及び地方消費税相当額	⑨税込計 (=⑦+⑧)																																						
												令和9年5月頃 (令和9年3月末までの実績分)																																									
												令和10年3月頃 (完了分)																																									
												合計																																									
												支払時期	⑦施設費等	⑧消費税及び地方消費税相当額	⑨税込計 (=⑦+⑧)																																						
												令和8年4月頃 (令和8年度の前払金)																																									
令和9年5月頃 (令和8年度の出来高分)																																																					
令和9年4月頃 (令和9年度の前払金)																																																					
令和10年3月頃 (完了分)																																																					
合計																																																					
※建設・工事監理費等のうち、事業者の開業に伴う費用、その他の初期投資費用は、完了分に含めること。																																																					

様式集及び作成要領 新旧対照表

No	書類名	頁	様式 番号	1	(1)	1)	①	項目等	修正前	修正後																																																																
1	様式		A-4 別表①	3				提案価格 計算書	(設計業務相当額) (単位:円) <table><tr><th>支払時期</th><th>㊦施設費等</th><th>㊧消費税及び 地方消費税相当額</th><th>㊨税込計 (=㊦+㊧)</th></tr><tr><td>令和●年●月頃</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ・提案する事業スケジュールに合わせて支払時期を記載してください。 (建設・工事監理業務相当額) (単位:円) <table><tr><th>支払時期</th><th>㊦施設費等</th><th>㊧消費税及び 地方消費税相当額</th><th>㊨税込計 (=㊦+㊧)</th></tr><tr><td>令和9年5月頃 (令和9年3月 末ま での実績分)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>令和10年3月頃 (完了分)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ・令和10年度3月頃(完了分)には、事業者の開業に伴う経費、その他の初期投資費用を含めて記載してください。	支払時期	㊦施設費等	㊧消費税及び 地方消費税相当額	㊨税込計 (=㊦+㊧)	令和●年●月頃				支払時期	㊦施設費等	㊧消費税及び 地方消費税相当額	㊨税込計 (=㊦+㊧)	令和9年5月頃 (令和9年3月 末ま での実績分)				令和10年3月頃 (完了分)				合計				(設計業務相当額) (単位:円) <table><tr><th>支払時期</th><th>㊦施設費等</th><th>㊧消費税及び 地方消費税相当額</th><th>㊨税込計 (=㊦+㊧)</th></tr><tr><td>令和8年4月頃 (令和8年度の前払 金)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>令和●年●月頃 (完了分)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ・提案する事業スケジュールに合わせて支払時期を記載してください。 (建設・工事監理業務相当額) (単位:円) <table><tr><th>支払時期</th><th>㊦施設費等</th><th>㊧消費税及び 地方消費税相当額</th><th>㊨税込計 (=㊦+㊧)</th></tr><tr><td>令和8年4月頃 (令和8年度の前払 金)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>令和9年5月頃 (令和8年度の出来高 分)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>令和9年4月頃 (令和9年度の前払 金)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>令和10年3月頃 (完了分)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	支払時期	㊦施設費等	㊧消費税及び 地方消費税相当額	㊨税込計 (=㊦+㊧)	令和8年4月頃 (令和8年度の前払 金)				令和●年●月頃 (完了分)				合計				支払時期	㊦施設費等	㊧消費税及び 地方消費税相当額	㊨税込計 (=㊦+㊧)	令和8年4月頃 (令和8年度の前払 金)				令和9年5月頃 (令和8年度の出来高 分)				令和9年4月頃 (令和9年度の前払 金)				令和10年3月頃 (完了分)				合計			
支払時期	㊦施設費等	㊧消費税及び 地方消費税相当額	㊨税込計 (=㊦+㊧)																																																																							
令和●年●月頃																																																																										
支払時期	㊦施設費等	㊧消費税及び 地方消費税相当額	㊨税込計 (=㊦+㊧)																																																																							
令和9年5月頃 (令和9年3月 末ま での実績分)																																																																										
令和10年3月頃 (完了分)																																																																										
合計																																																																										
支払時期	㊦施設費等	㊧消費税及び 地方消費税相当額	㊨税込計 (=㊦+㊧)																																																																							
令和8年4月頃 (令和8年度の前払 金)																																																																										
令和●年●月頃 (完了分)																																																																										
合計																																																																										
支払時期	㊦施設費等	㊧消費税及び 地方消費税相当額	㊨税込計 (=㊦+㊧)																																																																							
令和8年4月頃 (令和8年度の前払 金)																																																																										
令和9年5月頃 (令和8年度の出来高 分)																																																																										
令和9年4月頃 (令和9年度の前払 金)																																																																										
令和10年3月頃 (完了分)																																																																										
合計																																																																										